

令和4年度第2回四街道市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和5年1月31日(火)
午前10時00分～
場 所 四街道市役所
障害者支援課2階会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 市長挨拶

4. 諮問

5. 議題

(1) 令和5年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（諮問事項）【資料1-1～資料1-6】

(2) 令和6年度以降の四街道市国民健康保険税率改定方針について（諮問事項）【資料2】

(3) 四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について（報告）

- ・新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について

【資料3-1～資料3-3】

6. その他

7. 閉 会



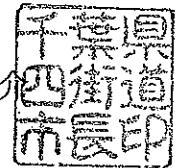
国 第 3 6 6 号

令和5年1月31日

四街道市国民健康保険運営協議会

会長 塚本 勝邦 様

四街道市長 鈴木 陽 介



四街道市国民健康保険運営協議会への諮問事項について（諮問）

四街道市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、下記の事項について諮問
します。

記

- 1 令和5年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について
- 2 令和6年度以降の四街道市国民健康保険税率改定方針について

1. 令和5年度四街道市国民健康保険税率について

R4県標準保険料率

所得割率	医療分	7.30%	支援金分	2.08%	介護分	2.47%
均等割額	医療分	17,918円	支援金分	17,194円	介護分	20,497円
平等割額	医療分	19,444円	支援金分	0円	介護分	0円
事業納付金	医療分	1,543,301,809円	支援金分	584,303,461円	介護分	234,838,475円

R5県標準保険料率

所得割率	医療分	7.34%	支援金分	2.24%	介護分	2.18%
均等割額	医療分	18,605円	支援金分	19,257円	介護分	18,298円
平等割額	医療分	20,403円	支援金分	0円	介護分	0円
事業納付金	医療分	1,610,960,862円	支援金分	645,870,973円	介護分	221,440,012円

R5四街道市国民健康保険税率(案)

据え置き		R4	R5	R4	R5	R4	R5		
所得割率	医療分	7.17%	→7.17%	支援金分	1.89%	→1.89%	介護分	1.87%	→1.87%
均等割額	医療分	17,000円	→17,000円	支援金分	17,500円	→17,500円	介護分	16,200円	→16,200円
平等割額	医療分	19,600円	→19,600円	支援金分	0円		介護分	0円	

2. 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

四街道市国民健康保険税の課税限度額引き上げ(案)

	改正前(現行)	改正案(R5年度)
基礎分(医療分)	63万円	65万円
支援金分	19万円	20万円
介護分(据え置き)	17万円	17万円
課税限度額総額	99万円	102万円

国民健康保険特別会計(令和5年度当初予算編成について)

(単位:千円)

歳入	R4年度 (予算)	R5年度 (予算)	前年比
国民健康保険税	1,925,604	1,849,812	△ 75,792
国庫支出金	1	1	0
保険給付費等交付金	5,907,672	5,941,429	33,757
県支出金	114,021	119,695	5,674
一般会計繰入金	510,439	515,719	5,280
基金繰入金	100	157,389	157,289
繰越金	1	1	0
諸収入	39,062	50,064	11,002
合計	8,496,900	8,634,110	137,210

(単位:千円)

歳出	R4年度 (予算)	R5年度 (予算)	前年比
総務費	55,136	53,524	△ 1,612
保険給付費	5,947,972	5,980,529	32,557
国民健康保険事業費納付金	2,363,616	2,468,975	105,359
医療分(一般)	1,543,302	1,588,006	44,704
医療分(退職)	1,171	614	△ 557
支援分(一般)	584,304	656,208	71,904
支援分(退職)	0	0	0
介護分	234,839	224,147	△ 10,692
共同事業拠出金	5	2	△ 3
保健事業費	114,759	116,668	1,909
公債費	1	1	0
諸支出金	12,411	11,411	△ 1,000
予備費	3,000	3,000	0
合計	8,496,900	8,634,110	137,210

- ① R5年度予算額は査定前の額で、国保税率はR4年度と同率
 ② R5年度国民健康保険事業費納付金は令和5年1月7日時点の額

国民健康保険事業財政調整基金の状況

(単位：円)

年度	年月日	摘要1	摘要2	積立額	取崩額	差引金額
R1	R1.6.1	積立	平成30年度国保会計決算剰余金積立	54,644,293		271,214,231
R1	R1.10.3	取崩	国保会計へ繰入(令和元年度当初予算分)		211,707,000	59,507,231
R1	R2.1.24	取崩	国保会計へ繰入(令和元年度12月補正予算分)		7,415,000	52,092,231
R1	R2.3.26	取崩	国保会計へ繰入(令和元年度3月補正予算分)		35,651,000	16,441,231
R2	R2.6.1	積立	令和元年度国保会計決算剰余金積立	81,988,980		98,430,211
R2	R3.3月補正	取崩	国保会計へ繰入(2年度3月補正予算分)		1,400,000	97,030,211
R2	R3.6.1	積立	令和2年度国保会計決算剰余金積立	75,423,284		172,453,495
R3	R3.7.1	取崩	国保会計へ繰入(3年度当初予算分)	0	86,311,000	86,142,495
R3	R3.10.1	取崩	国保会計へ繰入(3年度9月補正分)	0	100,000	86,042,495
R3	R3.11.1	取崩	国保会計へ繰入(3年度10月補正分)	0	△ 10,500,000	96,542,495
R3	R4.1.4	取崩	国保会計へ繰入(3年度12月補正分)	0	12,338,000	84,204,495
R3	R4.3.31	処分	国保会計へ繰戻し(3年度3月補正分)	0	△ 31,184,000	115,388,495
R4	R4.6.1	積立	令和3年度国保会計決算剰余金積立	131,528,268		246,916,763
R4	R4.6.30	処分	国保会計へ繰入(4年度当初予算分)	0	100,000	246,816,763
R4	R4.12.23	処分	国保会計へ繰入(4年度12月補正分)	0	12,098,000	234,718,763
R4	見込	処分	国保会計へ繰戻し(4年度3月補正分)	0	△ 12,098,000	246,816,763
R5	見込	積立	令和4年度国保会計決算剰余金積立	37,697,734	0	284,514,497
R5	見込	取崩	国保会計へ繰入(5年度当初予算分) 見込	0	174,460,000	110,054,497

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

基礎分及び支援分の課税限度額について

課税限度額

国民健康保険税は、その課税額に上限(課税限度額)を設けています。これは、負担の程度と受益との関係において、被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮しており、基礎分、支援分及び介護分のそれぞれについて課税限度額が設けられています。

厚生労働省では、毎年試算を行い、見直しの可否を決定しています。

課税限度額の見直し

今回、厚生労働省による見直しによって、令和4年3月末に地方税法施行令が改正され、基礎分の課税限度額を現行の63万円から65万円に、支援分の課税限度額を現行の19万円から20万円に引き上げ、全体の上限を102万円とする内容に改正されました。

- | | | |
|----------------------|-------|-------------------|
| ・ 医療保険分課税額 (基礎分) | 課税限度額 | 63万円→ 65万円 |
| ・ 後期高齢者支援金分課税額 (支援分) | 同 | 19万円→ 20万円 |
| ・ 介護保険分課税額 (介護分) | 同 | 17万円 |

これを受け、当市においても、令和5年度の課税限度額を地方税法施行令に準じた見直しを行うため、令和5年3月議会における条例の一部改正を行います。

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険税条例（昭和 39 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 21 条各号列記以外の部分中「63 万円」を「65 万円」に改め、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

四街道市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p data-bbox="293 373 689 405">○四街道市国民健康保険税条例</p> <p data-bbox="882 427 1104 564">昭和39年 7 月 7 日 条例第27号 (課税額)</p> <p data-bbox="210 587 389 619">第2条 (略)</p> <p data-bbox="210 641 1104 858">2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p data-bbox="210 880 1104 1098">3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p data-bbox="226 1120 528 1152">(国民健康保険税の減額)</p> <p data-bbox="210 1174 1104 1391">第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える</p>	<p data-bbox="1216 373 1612 405">○四街道市国民健康保険税条例</p> <p data-bbox="1800 427 2022 564">昭和39年 7 月 7 日 条例第27号 (課税額)</p> <p data-bbox="1133 587 1312 619">第2条 (略)</p> <p data-bbox="1133 641 2027 858">2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p data-bbox="1133 880 2027 1098">3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p data-bbox="1149 1120 1451 1152">(国民健康保険税の減額)</p> <p data-bbox="1133 1174 2027 1391">第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える</p>

場合には、20万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

場合には、19万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

1 令和 6 年度以降の四街道市国民健康保険税率改定方針（案）について

令和元年度の四街道市国民健康保険運営協議会で決定した「県の示す標準保険料率に合わせ保険税率を改定する」ことを原則とする。なお、昨今の物価高騰等による被保険者の生活費負担の増加に配慮し可能な限り段階的な税率改定に努める。

改定については、「赤字補てん目的の一般会計からの繰入（法定外繰入）は行わない」という市の方針に沿って、財政調整基金の残高を鑑みながら精査する。

2 改定方針(案)の趣旨

事業費納付金と国保税の現状

平成 30 年度の国民健康保険の制度改正に伴い、財政運営の責任主体は都道府県が、国保の資格管理や保険税の決定などの運営は市町村が担うこととされている。国や県は各年度における県全体の保険給付費、加入者数の見込みなどから納付金算定基礎額を算出。その額を各市町村の所得や被保険者数、医療費水準に応じて配分し、各市町村が県に納める事業費納付金額が提示される。

事業費納付金の財源となるのは国保税であり、市はその事業費納付金を支払うために必要な税額はいくらになるのかを踏まえた上で国保税を改定するが、県は市が税率を定める基準として「標準保険料率」を市に示している。

国保税率等に関する基本方針

平成 30 年度以降の国保税率の在り方については、令和元年度の四街道市国民健康保険運営協議会で決定された「県の示す標準保険料率に合わせ保険税率を改定する」こととなっている。

基本方針の課題

令和 5 年度の事業費納付金は令和 4 年度分に比べて約 1 億円増加している。これを賄うための標準保険料率が県から示され、当市の現行の保険税と比較すると、主に後期高齢者支援分と介護分で乖離していることから、当市の保険税率の改定をする必要がある。

また、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、基本方針による改定を 2 年間、行っておらず、現行の国保税率と標準保険料率の乖離が大きくなっており、方針どおり標準保険料率に合わせると被保険者の負担が大きくなってしまいうところである。

しかしながら、本市の国民健康保険の財政調整基金は、令和 5 年度の財源不足を補っても、ある程度（令和 5 年度当初予算（案）において 1 億円程度）の残高が見込めることから、これを活用することで、段階的な税率改定につなげていきたいと考えている。

改定方針決定後のスケジュール

令和 5 年 3 月	市議会にて、税率改定の必要性と改定方針の説明
令和 5 年度	本協議会にて、令和 6 年度以降の改定方針の具体的な審議
令和 5 年 1 2 月	市議会にて、令和 6 年度以降の具体的な改定内容の説明
令和 6 年 3 月	市議会にて、改定方針に沿った保険税条例改正案の提出、税率改正

四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則等について(報告)

(新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金支給対象期間延長)

制度概要

四街道市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

対象者

以下のすべてを満たす方

- ①四街道市国民健康保険被保険者
- ②勤務先から給与の支給を受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状によりその疑いがあり、就労できなかった期間がある方
- ④上記③の就労ができなかった期間について給与等の全額、または一部が支給されていない方

支給額

$(\text{直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{日数}$

注1:ただし、給与等が一部減額されている場合や休業補償等を受けることができる場合は、支給額が減額されたり、支給されないことがあります。

注2:支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日～令和5年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヶ月まで)

支給実績(令和4年12月31日現在)

【令和2年度】件数: 2件 支給額: 55,497円

【令和3年度】件数: 13件 支給額: 634,876円

【令和4年度】件数: 20件 支給額: 513,112円

四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四街道市国民健康保険条例施行規則（昭和 5 3 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 4 年 1 2 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四街道市国民健康保険条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
附 則 1、2 (略) (条例附則第 3 項の規則で定める日) 3 条例附則第 3 項の規則で定める日は、 <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> とする。	附 則 1、2 (略) (条例附則第 3 項の規則で定める日) 3 条例附則第 3 項の規則で定める日は、 <u>令和 4 年 12 月 31 日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。